

別表 7

事故等	要 件
死 亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃 用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下「BL」という。)、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。))により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合

別表 8

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、牛伝染性リンパ腫（以下「BL」という。）、伝達性海面状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの、又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。） (4) 行方不明（盗難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合 (5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合 (6) 治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなった場合
とう汰	<p>BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰（自主とう汰を含む。）により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該乳用種雌牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合</p>